

『看護小規模多機能ケア ポプリ』重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 事業者名 医療法人 徳洲会
(2) 所在地 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
(3) 電話番号 06-6346-2888
(4) 代表者氏名 理事長 東 上 震 一
(5) 設立年月日 昭和50年1月9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 医療法人徳洲会 看護小規模多機能ケア ポプリ
(2) 事業所指定番号 0890400146
(3) 事業所の種類 看護小規模多機能型居宅介護事業
(4) 事業所の目的 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいて「通い」を中心とし、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の看護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
(5) 運営方針 心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として利用者の様態や希望に応じて随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。
(6) 事業所の所在地 茨城県古河市駒ヶ崎 14-1
(7) 電話番号 0280-47-4306
(8) 管理者氏名 藤 村 宏 江
(9) 開設年月日 令和7年6月1日
(10) 登録定員 29名(通いサービス18名、宿泊サービス9名)
(11) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室、設備をご用意しています。
宿泊サービスに利用される居室は、個室です。

居室・設備の種類	備 考
宿泊室	10室(予備室1を含む)
居間・食堂	デイルーム
トイレ	5か所
浴室	一般浴室、機械浴室
消防設備	火災報知器、消火器

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
古河市

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	年中無休
通いサービス	9時から16時
宿泊サービス	16時から9時
訪問サービス	随 時

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職員の職種		
管理者	・事業所の職員・業務の管理を一元的に行います。 ・法令等において規定されている本事業の実施に関し、職員に対し、遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤1名
介護支援専門員	・利用者の多様な活動が確保されるよう地域における活動への参加の機会が提供されることにも配慮した適切なサービスが提供されるよう居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画（以下「本計画」という。）を作成します。 ・作成した本計画の内容について、利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ます。 ・主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため本計画を定期的に主治医に提出します。	常勤1名
介護従業者（看護職員、介護職員）	・本計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と充実した日常生活を送ることができるよう必要な介護、看護、支援を行います。 ・訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成します。 ・作成した看護小規模多機能型居宅介護報告書を定期的に主治医に提出し、連携を図ります。	看護職員常勤3名以上 介護職員常勤7名以上

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤務体制
管理者	勤務時間：8：30～17：00
介護支援専門員	勤務時間：8：30～17：00
介護従業者（看護職員、介護職員）	日 勤：8：30～17：00 夜 勤：16：30～9：00 その他利用者の状況に対応した勤務体制でサービスを提供します。

5. 短期利用居宅介護の利用について

利用者の状態や利用者の家族の事情により居宅介護支援事業所の介護視線専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が宿泊サービスの利用定員の範囲内で空いている宿泊室を利用するものとします。

利用期間は、通常7日間（やむを得ない場合は14日間）とします。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについては、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 - ・介護保険の給付の対象となるサービス
- (2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合
 - ・介護保険の給付対象とならないサービス

(1) 以下のサービスについては、介護保険者証の負担割合に応じた1～3割が自己負担額になります。具体的にどのような頻度、内容で実施するかについては、利用者と協議のうえ看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

◎通所サービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上必要な援助を提供します。

- ① 日常生活上の世話及び機能訓練
- ② 食事の提供(※但し食事の提供に係る費用は、別途お支払いいただきます。)
- ③ 入浴介助
- ④ 排泄介助
- ⑤ 送迎

◎訪問介護サービス

・利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

◎訪問看護サービス

・主治医が訪問看護の必要性を認めたものに関し、訪問看護指示書に基づき看護サービスの提供を行います。

- ① 病状・傷害の観察
- ② 入浴・清拭・洗髪
- ③ 食事及び排泄等による清潔の保持
- ④ 褥瘡予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 療養生活、介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

◎宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額を利用者が負担することになります。

・食事代、宿泊費、娯楽費、管理費、洗濯代、エプロン代、手袋代、複写物、受診時の介助費等

《サービス利用料金》 【別紙 1のとおり】

(3) 看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、利用者と協議のうえ看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。その内容は書面にて説明の上利用者に交付します。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情や相談の受付は、以下の専門窓口で受け付けます。

受付窓口(担当者)	管理者 藤村 宏江
受付時間 電話番号	毎週日曜日～土曜日 8:30～17:00 0280-47-4306

また、苦情受付ボックスを事業所玄関に設置してあります。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

古河市役所 福祉部 高齢介護課	0280-92-4921
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	029-301-1550

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたりサービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため次のとおり運営推進会議を設置しています。

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成 (記録は、事業所において閲覧できます。)

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

古河総合病院	0280-47-1010
酒井歯科医院	0280-48-3455

10. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画にそって対応します。

【消防設備】 自動火災報知機、非常通報装置、誘導灯、非常用照明、消火栓消火器

11. サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反して破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮ください。
- ・所持金は、自己の責任で管理してください。
- ・事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画にそって円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業所との連絡調整等において必要な場合

2 サービス担当者会議等に使用する個人情報の利用範囲

(1) 使用する対象者

利用者の主治医

サービス提供を行う事業所の担当者

(2) 使用する個人情報

認定調査票（基本調査79項目及び特記事項）、主治医意見書、要介護認定、認定結果その他要介護認定に関わる必要最小限度の情報、氏名、住所、健康、状態、病歴、家族状況その他居宅介護支援に関わる必要最小限度の情報

3 条 件

(1) 個人情報の提供は必要最小とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないように最新の注意を払うこと。

事業所及び事業所の職員は、正当な理由がない限り利用者に対する居宅サービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者家族の秘密を漏らしません。

事業所は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意がない限り、サービス担当者会議等において、利用者または利用者の家族の個人情報を用いません。

(2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

(3) 写真は細心の注意を払ううえで、インターネットでの紹介及び施設内掲示することがあります。

以上、サービス利用提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項を説明しました。

＜説明者＞ 介護支援専門員 藤村 宏江

上記契約を証明するため、本書2通を作成し利用者及び事業所の双方が記名押印の上、それぞれ1通ずつ保有します。

年 月 日

【契約者】

私は、事業所より説明を受けた内容に同意しサービスの利用を申し込みます。
また、第9条第3項及び次頁に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

（利用者） 住 所

氏 名 ⑩

（代理人） 住 所

氏 名 ⑩

本人との続柄

（家 族） 住 所

氏 名 ⑩

本人との続柄

【事業者】

住 所 茨城県古河市駒ヶ崎14-1
名 称 医療法人 徳洲会 看護小規模多機能ケア ポプリ
代表者 理 事 長 東 上 震 一